

重 力		議
提 出 者		県議会・県政改革特別委員会
提 出 年 月 日		平成23年12月14日
種 類	決 議	
件 名	委託先選定に係るプロポーザル方式の改善を求める決議	
要 旨	<p>これまで委託先選定について、プロポーザル方式による例が多数を占めている。プロポーザル方式は、基本的に各応募者から発注業務の執行に係る企画提案を求め、その優劣を選考し、委託先を決定する方法であり、発注業務が効率的にかつ最も効果的に実施できるという観点から用いられている。</p> <p>また、発注者側に事業執行について、専門的なノウハウがないために専門業者等にその仕様そのものから提案してもらう必要がある事例においても用いられる場合がある。</p> <p>しかし、こうした観点から活用されるが故にプロポーザル方式により委託先が選定される場合は、豊富な事業実績や資金・人的体制等に優る企業等に結果として偏重し県外企業に多くの業務が発注されるという実態にある。</p> <p>さらに、プロポーザル方式では、企画提案内容が中心的な審査対象となり、受託経費の多寡については、必ずしも十分に考慮されているとは言い難い。</p> <p>このため、特に事業費が多額なプロポーザル方式において、県内企業の受注が少なく、県内企業の育成も図られないといったことや価格について競争性がなく、最少の経費で最大の効果を求めるという発注の基本原則が発揮されていない。</p> <p>よって、委託先選定に係るプロポーザル方式は、下記のとおり執行を改めるよう求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後プロポーザル方式による随意契約は廃止し、公募型入札方式（総合評価方式）に統一して行うこととし、技術（企画）提案及び価格の評価については、外部の専門家による評価委員会（仮称）において、適正な評価基準及び配点基準を設け厳正に行うこと。 2. 但し、当分の間、大規模な建築物の建築又は大規模な改修に係る建築設計業務及び仕様書の作成が困難な特殊な業務の委託については、価格についても十分配慮するプロポーザル方式とすること。 3. 大規模な建築物の建築又は大規模な改修に係る建築設計業務の委託においては、WTO対象業務を除き、県外企業との契約に際しては、県内に主たる営業所を置く企業とのJV方式によるものとする。 4. 建築設計業務の委託については、県内に主たる営業所を置く企業の発注ウェイトがより高まるよう可能な限り分離・分割発注に努めること。 <p>以上、決議する。</p>	
提 出 先		